

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定により、「米沢市学校給食共同調理場整備運営事業」を特定事業として選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定における客観的評価の結果を公表する。

令和 5 年 7 月 7 日

米沢市長 中川 勝

米沢市学校給食共同調理場整備運営事業

特定事業の選定

令和5年7月7日

米 沢 市

米沢市学校給食共同調理場整備運営事業 特定事業の選定について

1 事業の概要

(1) 事業名称

米沢市学校給食共同調理場整備運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類等

① 公共施設等の種類

学校給食共同調理場（本体施設とともに附帯施設を含む。以下「本施設」という。）

② 公共施設等の所在地

事業計画地 / 米沢市六郷町西藤泉 160 番地（第六中学校グラウンドの一部）

③ 公共施設等の管理者の名称

米沢市長 中 川 勝

(3) 事業目的

本市教育委員会では、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画に基づき、令和 8 年度に（仮称）南西中学校と（仮称）北中学校の開校、令和 11 年度に（仮称）東中学校の開校を目指し、中学校を 7 校から 3 校に統合を進めている。

この中学校の統合にあたり、1 校当たりの生徒数が増加し、現在、中学校で実施している親子方式による給食提供の継続が困難になることから、本市教育委員会が目指すべき学校給食のあり方を改めて整理することを目的に、令和 3 年 5 月に米沢市学校給食基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、令和 8 年度の供用開始に向けて、本施設を整備することとした。

また、基本方針に基づき、学校給食の果たす役割やその教育効果を十分に発揮し、安全で安心な給食を持続的に提供し続けていくため本施設に関する基本的な事項をまとめた米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画（以下「基本構想・基本計画」という。）を令和 5 年 2 月に策定した。

本事業は、基本方針及び基本構想・基本計画に基づき、効率的かつ効果的な整備運営を推進するため、P F I 法に基づき実施するものである。

(4) 事業計画地の立地条件等

① 事業計画地

山形県米沢市六郷町西藤泉 160 番地（第六中学校グラウンドの一部）

② 事業計画地面積

約 5,800 m²

③ 用途地域等

都市計画区域外

④ 前面道路

農道（現況幅員約 3 m）。ただし、本事業において、県道 2 3 7 号から事業計画地までの取付道路（幅員 6 m、長さ 1 0 m 程度）の整備を実施する。

⑤ 地域地区

指定なし

(5) 施設概要等

① 供給能力

ア 1日当たり最大2,100食（食缶方式）

イ 学校給食

令和8年度は、4月時点で、中学校4校分として2,038食

令和9年度以降は、令和9年4月時点で、中学校4校1,891食及び（仮称）統合小学校179食

② 献立方式

小学校、中学校を対象とした学校給食の献立は1献立とするが、献立によっては中学校が一品多い場合がある。

③ 施設規模

市は、本体施設の延べ面積を約1,700㎡と想定しているが、具体的な面積は選定事業者の提案による。

④ 主要機能

本施設に必要な主要機能は、以下に掲げるとおりとする。

ア 本体施設

給食エリア、事務・管理エリア、一般エリア

イ 附帯施設（外構を含む。）

厨房除害施設、浄化槽等の機械設備とその設置スペース、配送車庫、駐車場、駐輪場、配送車の洗車スペース等（配送車庫を別棟とせず、本体施設と一体に整備する等は、選定事業者提案による）

⑤ 供用開始時期（本施設の引渡し日の翌日）

令和8年4月1日とする。

⑥ 配送校等とその位置

ア 中学校

- ・ 第一中学校（令和11年度に（仮称）東中学校として開校予定）／米沢市駅前四丁目3-51
- ・ 第七中学校（令和10年度まで）／米沢市大字川井108-3
- ・ （仮称）北中学校／米沢市春日四丁目2-69（現第四中学校）
- ・ （仮称）南西中学校／米沢市林泉寺二丁目2-5（現第二中学校の住所のため、変更有）

イ 小学校

（仮称）統合小学校（令和9年度に開校予定）／米沢市六郷町西藤泉160番地（現第六中学校）

(6) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市が所有する土地に選定事業者自らが新たに施設整備業務を実施した後、公共施設等の管理者である市に本施設の所有を移転し、選定事業者が所有移転後の事業期間中に係る維持管理業務及び運営等業務を実施するBTO（Build Transfer Operate）方式とする。

(7) 事業内容

選定事業者が実施する業務（以下「本業務」という。）は、以下に掲げるとおりとする。

① 施設整備業務

- ア 事前調査業務及び関連業務
- イ 設計業務及び関連業務
- ウ 建設業務及び関連業務
- エ 調理設備調達・設置業務及び関連業務
- オ 食器食缶等調達業務及び関連業務
- カ 施設備品調達・設置業務及び関連業務
- キ 工事監理業務
- ク 周辺家屋影響調査・対策業務
- ケ 電波障害調査・対策業務
- コ 近隣対応・対策業務
- サ 所有移転（引渡し）に係る一切の業務
- シ 上記各項目に伴う各種申請等業務

② 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務（建築物の修繕・更新業務を含む。）
- イ 建築設備保守管理業務（建築設備の修繕・更新業務を含む。）
- ウ 附帯施設保守管理業務（附帯施設の修繕・更新業務を含む。）
- エ 調理設備保守管理業務（調理設備の修繕・更新業務を含む。）
- オ 食器食缶等保守管理業務（食器食缶等の修繕・更新業務を含む。）
- カ 施設備品保守管理業務（施設備品の修繕・更新業務を含む。）
- キ 清掃業務
- ク 警備業務
- ケ 上記各項目に伴う各種申請等業務（法定点検を含む。）

③ 運営等業務

- ア 開業準備業務
- イ 調理等業務
- ウ 衛生管理業務
- エ 配送・回収業務
- オ 配膳補助等業務
- カ 洗浄・残渣等処理業務
- キ 運営備品調達業務
- ク 上記各項目に伴う各種申請等業務

※ なお、運営等に関して市が実施する業務は、献立作成業務、食数調整業務、食材調達業務、食材検収業務、給食費の徴収管理業務、見学者の案内・説明業務、食育指導業務、光熱水費（配送車の燃料費を除く。）の支払業務とする。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、市と選定事業者との間で締結する本事業の実施に関する事業契約の締結日から令和 23 年 3 月末日までとする。

2 市が自ら事業を実施する場合と P F I 方式により実施する場合の評価

市が自ら本事業を実施する場合と P F I 方式により実施する場合とを、定量的評価方法並びに定性的評価方法を用いて比較することにより、特定事業の選定における客観的評価を行った。

(1) コスト算出による定量的評価

① 算出に当たっての前提条件

市が自ら本事業を実施する場合の市の財政負担額と P F I 方式により実施する場合の市の財政負担額の比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の入札参加者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

	市が自ら実施する場合	P F I 方式により実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	① 施設整備費 ・ 調査費 ・ 設計費 ・ 建設費 ・ 調理設備調達費 ・ 食器食缶等調達費 ・ 施設備品調達費 ・ 工事監理費 等 ② 維持管理費 ・ 建築物保守管理費 ・ 建築設備保守管理費 ・ 附帯施設保守管理費 ・ 調理設備保守管理費 ・ 食器食缶等保守管理費 ・ 施設備品保守管理費 ・ 清掃費 ・ 警備費 等 ③ 運営等費 ・ 開業準備費 ・ 調理等費 ・ 衛生管理費 ・ 配送・回収費 ・ 配膳補助等業務 ・ 洗浄・残渣等処理費 ・ 運営備品調達費 等	① 施設整備費 ・ 調査費 ・ 設計費 ・ 建設費 ・ 調理設備調達費 ・ 食器食缶等調達費 ・ 施設備品調達費 ・ 工事監理費 等 ② 維持管理費 ・ 建築物保守管理費 ・ 建築設備保守管理費 ・ 附帯施設保守管理費 ・ 調理設備保守管理費 ・ 食器食缶等保守管理費 ・ 施設備品保守管理費 ・ 清掃費 ・ 警備費 等 ③ 運営等費 ・ 開業準備費 ・ 調理等費 ・ 衛生管理費 ・ 配送・回収費 ・ 配膳補助等業務 ・ 洗浄・残渣等処理費 ・ 運営備品調達費 等 ④ S P C 開業準備費・管理費 ⑤ 公租公課 ⑥ 金利支払額 <以下市単独費> ⑦ 調査・アドバイザー費

	市が自ら実施する場合	P F I 方式により実施する場合
共通条件	・施設整備期間 約 2 4 か月 ・維持管理・運営期間 1 5 か年 ・インフレ率 0. 0 0 % ・割引率 1. 0 8 %	
施設整備に関する費用	・概略の施設整備計画に基づき、先行都市における類似施設の実績及び近年の物価水準等を勘案して設定した。	・施設整備、維持管理、運営等の業務を一括発注することによる効率化及び相乗効果とともに、性能発注による選定事業者の創意工夫等を想定し、コストの縮減を設定した。
維持管理・運営等に関する費用	・概略の維持管理・運営等計画に基づき、市及び先行都市における類似施設の実績及び近年の物価水準等を勘案して設定した。	
資金調達に関する事項	・交付金、地方債、一般財源	・交付金、地方債、一般財源、市中銀行借入
支払方法に関する事項	・施設整備費は進捗に応じての支払い、維持管理費・運営等費は発生した時点で支払う。	・施設整備費は一時金による支払及び元利均等での割賦金による支払とし、維持管理費・運営等費は毎年平準化して支払う。

② 算出方法及び評価の結果

前述の前提条件を基に、市が自ら本事業を実施する場合の市の財政負担額と P F I 方式により実施する場合の市の財政負担額を、事業期間中にわたり年度毎に算出し、現在価値換算額で比較した結果は次のとおりである。

	市が自ら実施する場合	P F I 方式により実施する場合
財政負担額 (現在価値)	約 3, 9 7 1 百万円	約 3, 4 4 6 百万円
指 数	1 0 0. 0	約 8 6. 8

また、この他に定量化は困難であるが、選定事業者に移転したリスクがあることを勘案すると、さらなる V F M の拡大が見込まれる。

(2) P F I 方式により実施することの定性的評価

本事業において P F I 方式を用いた場合、以下のような定性的な効果が期待できる。

- ① 施設整備、維持管理及び運営等の各業務の一括発注を通じて、民間事業者の創意工夫並びに経営能力及び技術能力により、効率的で効果的なサービスの提供を図ることができる。
- ② 施設整備の段階においては、民間事業者の創意工夫及び技術能力により、機能的で安全かつ安心な学校給食共同調理場の整備を図ることができる。
- ③ 維持管理・運営等の段階においては、民間事業者の創意工夫及び経営能力により、機能的で安全かつ安心な学校給食の提供はもとより、より良い学校給食の提供が期待できる。
- ④ 本事業において想定されるリスクを明確にし、かつ、適切なリスク移転及び官民の役割分担をすることにより、事業全体におけるリスクの最適化が図られ、リスクの発生抑制、事業の効率化・合理化等の効果が期待できる。
- ⑤ 民間資金を活用することで、市は事業期間終了までの間に初期整備費を含めた事業費を分割して支出することが可能となり、財政負担の平準化が図られる。

(3) 総合的評価

本事業は、P F I 方式で実施することにより、市が自ら本事業を実施した場合と比較して、定量的評価において約 1 3 . 2 % (現在価値での比率) の市の財政負担額の削減が達成されることが見込まれる。また、民間事業者の創意工夫等により、より良い学校給食の提供が期待できるとともに、民間資金の活用による財政負担の平準化が図られるなどの定性的効果も期待できる。

以上より、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここに P F I 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

本事業に関する窓口

米沢市学校給食共同調理場整備運営事業

米沢市教育委員会教育管理部教育総務課
〒992-0012 米沢市金池三丁目1番14号
置賜総合文化センター内
メールアドレス ksoumu-ka@city.yonezawa.yamagata.jp
電話 0238-22-5111（代）